

令和7年度 京都市立宇多野小学校 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」は、どの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にもなり得るものととらえる。

本校では、国に於ける基本方針の改定を踏まえ、「いじめ」の定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

また、京都市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念の元、本市での「いじめ」に対する現状分析や課題及び学校が実施する施策を踏まえ、「いじめ」の積極的認知を行う。「けんか」や「ふざけあい」についても、「いじめ」から除外せず、組織的に対応することを通して、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に関わる全ての者が、次の3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係構築について苦慮している状況が多く見られる。発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ①全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他者を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員として確かな規範意識を身に付けると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ②いじめの問題の解決にあたっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った児童に対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を迅速且つ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

宇多野小学校における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を「宇多野小学校いじめ・不登校対策委員会」と称し、以下のように、構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法を定める。

ア 構成員（職名又は校務分掌）

学校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・各学年1名（生徒指導部担当）（※但し事案発生時 当該学年全員）

イ 役割

- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解と意識啓発

ウ 開催時期

- ・毎月定例委員会を開催する。（緊急対応の場合は、この限りではない。）
- ・各研修会・会議等の情報交換時に適時行う。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

エ 児童・保護者への周知方法等

- ・5月の憲法朝会にて、「宇多野小学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員を紹介する（ただし、いじめ等の相談は、どの教職員に相談しても良い事を合わせて知らせる）。
- ・5月の学校だよりで、「宇多野小学校いじめ・不登校対策委員会」を紹介する。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・生徒指導研修会等で学校の決まりや持ち物など、教職員全体で共通理解する。
- ・きれいな学校を保つという視点で、校内環境整備と美化に取り組んでいく。

イ 授業改善（「分かる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業」づくり）

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・授業の中で多様な意見を述べ合い、違う考えを大切にする態度を育む。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・基本的人権や同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を養う中で、道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・25日の「うたのスマイルデー」に人権をテーマに取り組む。
- ・いじめは絶対許さんことや命の大切さを題材とした「道徳」を実践し、保護者への公開授業を通して、保護者に理解や協力を求める。

エ 児童生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・宇多野小学校の体育的行事や学芸的行事、宿泊行事や体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事や全校活動を通して人間関係づくりを行う。
- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・総合的な学習、生活科等を通して自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・地域や高齢者、障害のある方との交流、協働体験、ボランティア活動を通して道徳的価値の深まりを図る。
- ・キャリアパスポートを活用した児童自身の目標設定と振り返りを行う。

オ 児童同士の絆づくり

- ・月1回の「たてわり遊び」により、異学年集団の交流を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力を育成する。
- ・たてわり活動を通じて、高学年はリーダーとしての自覚を養い、低学年は高学年に対する憧れの思いを育むようにする。

カ 保護者へのよびかけ

- ・「いじめ防止対策法推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業・PTA研修会への参加呼びかけをPTAの協力のもとに進める。

キ その他

- ・学校評価アンケート(前・後期 2回)を行い、結果を分析し、成果と課題を保護者・地域・学校運営協議会等に周知する。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「スマホ・ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- 教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」や職員会で情報交換をこまめに行い、全教職員で共有する。
- 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談等)

- 児童学校評価アンケートを9月、2月に実施。
- 6月、11月にいじめに関する記名式アンケートの実施。尚、4~6年生については、クラスマネジメントシートも併せて活用し、結果の検証・組織的な対処をしていく。
- 学校評価の児童生徒によるアンケートにおいて、「いじめ」関連の項目を入れ、実態の把握に努める。
- 担任は積極的に教育相談活動を行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握・分析し児童観察に努め、事後の指導を行う。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- アンケート等の後、気になるアンケート内容について聞き取りを行う。
- 担任・管理職の二重チェックで、確認をすることで、結果の検証および組織的な対処につなげていく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

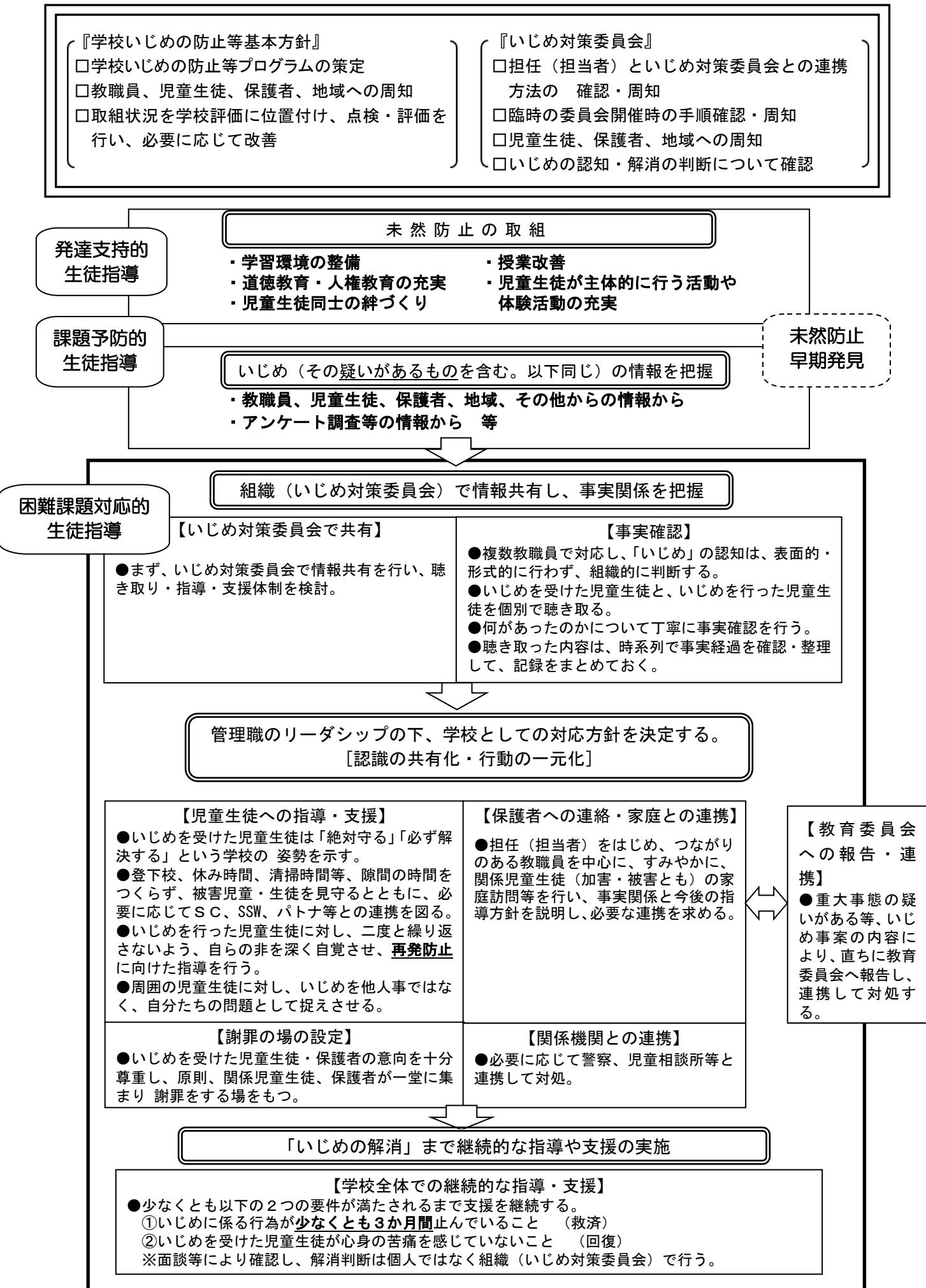
ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、全職員で情報を共有し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内で情報共有及び対応

- いじめの発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの児童の関わりを把握する。
- 被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- 被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。全教職員で共通理解を図る。
- 被害児童及び保護者への支援を行う。
- 加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、教育委員会・警察にも連絡を入れる。

いじめ事案に対する組織的な対応の流れ（図）



ウ インターネット等によるいじめへの対応

インターネット等によるいじめへの対応としては、まず、子どもに情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる。そのために、情報モラルの視点をもった学習活動を行うだけでなく、京都府警と連携して実施している「非行防止教室」や携帯電話事業者と連携して実施している「スマホ・ケータイ教室」で指導していく。また、子どもを取り巻くインターネット環境について保護者啓発を行い、スマートフォン・ゲーム機を通じたインターネット利用に関する危険性・依存性等について保護者や地域に理解と協力を求めていく。

また、実際にいじめの情報を掴んだ場合は、関係者への聞き取りや関係者のスマートフォン等の画像やログなどの情報を確認して、事実確認を行う。指導の場合によっては書き込み等の削除や保護者による情報機器の管理の徹底を求める。

エ 「いじめの解消」定義をふまえた見守り・再発防止に向けた取組

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを組織で判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも約3か月を目安とする)
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

なお、上記のいじめが「解消している」状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・職朝連絡事項を研修と捉え、日々研鑽を重ねる。
- ・教員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識向上。
- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・事例に基づいた実践研修の実施。

イ 実施時期（年間を通して複数回）

- ・5月・8月・3月に実施する生徒指導研修会に合わせて開催する。
- ・職員会議・職朝等(情報交換時)に実施する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

○ 保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめ問題が起きた時には家庭と連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係、地域での様子等情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業における保護者へ啓発活動を行う。
- ・宇多野小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「宇多野小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級やPTA研修会を設定する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、

- ① 命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- と定義されている。

本校が調査の主体となる場合は、学校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果をふまえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none">・職員会「学校いじめの防止等基本方針の共有」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」・いじめ対策委員会①「校内体制や組織的対応の共有」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・入学式・学級開き・うたのスマイルデー「生指：学校のきまり」	<ul style="list-style-type: none">・前年度のいじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	<ul style="list-style-type: none">・授業参観・学級懇談会
5	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対策委員会②「いじめ等、気になる児童の確認」・生徒指導校内研修会①「見守る児童の共有」「いじめ対策委員会の周知」	<ul style="list-style-type: none">【共通】・うたのスマイルデー「憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す」「基本的人権」・1年生を迎える会		<ul style="list-style-type: none">・憲法月間 「学校だより」・家庭訪問週間・学校運営協議会で説明①

6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて①」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイルデー 「総育：おおぞら学級の友達」 <p>【6年】修学旅行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者向け啓発パンフレット配布
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「いじめに関する記名式アンケートの結果の共有①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて①」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイルデー 「情報モラル指導」 ・人権作文の作成（高） ・人権標語の作成（低） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート（4～6年）の実施、学年集約と共有① ・教育相談（個別面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認①」 「クラスマネジメントシートの結果の共有①」 ・生徒指導校内研修会② 「見守る児童のアセスメントと支援」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて①」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイル参観（人権参観懇談会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発参観懇談会で保護者啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて②」 ・職員会 「学校評価の結果の共有①」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイルデー 「生指：クラスづくり」 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「いじめに関する記名式アンケートの結果の共有②」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて②」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・うたのスマイルデー 「多様な性」 <p>【5年】花背山の家宿泊学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 「クラスマネジメントシートの結果の共有②」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権作文の作成と発表（高） ・人権標語の作成と発表（低） ・うたのスマイルデー 「障害について」 ・全校音楽発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシート（4～6年）の実施、学年集約と共有② ・教育相談（個別面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイルデー 「外国人教育」 		<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報 ・P T A子育て研修

2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて②」 ・生徒指導校内研修会③（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「見守る児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うたのスマイルデー 「学年目標のふりかえり」 ・図工展 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認②」 ・職員会議 「学校評価の結果の共有②」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例委員会で隨時行い、本校教職員で情報を共有する。